

三重県救急搬送・医療連携協議会搬送基準専門部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県救急搬送・医療連携協議会設置要綱第6条に基づき設置された搬送基準専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、三重県救急搬送・医療連携協議会（以下「協議会」という。）の指名を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
- (2) 分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
- (3) 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他受入れを行う医療機関の確保に資する事項
- (4) その他傷病者の搬送及び受入れの実施に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 専門部会は、別表に定める者により構成する。

- 2 部会員の任期は、2年とする。ただし、部会員の変更があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により決める。
- 5 副部会長は、部会長の指名により決める。

(会議)

第4条 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、総理する。

- 2 専門部会は、専門部会に属する部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した部会員の過半数を以って決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要あると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 専門部会に必要な作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属する委員は、部会員の中から部会長が指名する。
- 3 作業部会に座長を置き、その作業部会に属する委員の中から部会長が指名する。

4 前条の規定は、作業部会において準用する。

(報告)

第6条 部会長は、会議、活動等の経過、結果等を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 専門部会の事務局は、防災対策部消防・保安課及び医療保健部地域医療推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

三重県救急搬送・医療連携協議会搬送基準専門部会委員名簿

任期：平成30年6月1日～平成32年5月31日

分 野	氏 名	所 属 ・ 役 職	備考欄
診療に関する学識 経験者の団体	田中 孝幸	三重県医師会理事	
医療機関	竹田 寛	桑名市総合医療センター 理事長	
	新保 秀人	三重県立総合医療センター 理事長	
	森 拓也	鈴鹿中央総合病院長	
	伊藤 正明	三重大学医学部附属病院長	
	今井 寛	三重大学医学部附属病院 救命救急センター長	
	竹内 敏明	遠山病院長	
	三木 誓雄	伊賀市立上野総合市民病院長	
	三田 孝行	松阪中央総合病院長	
	楠田 司	伊勢赤十字病院長	
	説田 守道	伊勢赤十字病院救命救急センター長	
	小薮 助成	尾鷲総合病院長	
	須崎 真	紀南病院長	
消防機関	太田 清美	四日市市消防本部消防救急課長	
	鈴木 幸広	津市消防本部消防救急課 救急担当副参事	
	川村 透	松阪地区広域消防組合消防本部 救急課長	
三重県	坂三 雅人	三重県防災対策部副部長	
	田丸 智巳	三重県医療保健部医療政策総括監	
計	18名		

